

二 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 引受人 法第二十七条において準用する法第十五条第一項に規定する引受人をいう。</p> <p>七～十一 (略)</p> <p>十二 届出仮目論見書 法第二十七条において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、<u>法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</u></p> <p>十三～二十二 (略)</p> <p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 引受人 法第二十七条において準用する法第十三条第六項に規定する引受人をいう。</p> <p>七～十一 (略)</p> <p>十二 届出仮目論見書 法第二十七条において準用する法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。</p> <p>十三～二十二 (略)</p> <p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前二年以内に行われた募集</p>

又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二五（略）

（開示が行われている場合）

第三条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第六条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二五（略）

（開示が行われている場合）

第三条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第六条各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第六条 有価証券届出書につき、法第二十七条において準用する法第五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第九条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、第二号様式第一部及び第二部に掲げる事項、第二号の様式第一部から第三部までに掲げる事項並びに第二号の様式第一部及び第二部に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条において準用する法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

(削る)

第六条 有価証券届出書につき、法第二十七条において準用する法第五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(届出目論見書等の記載内容)

第九条 外国債等の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮目論見書につき、法第二十七条において準用する法第十三条第二項の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式第三部に掲げる事項及び法第二十七条において準用する法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(参照方式による目論見書に係る要件)

第九条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、法第二十七条において準用する法第五条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成する法第二十七条において準用する法第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券に係るものであることとする。

(届出仮目論見書の記載内容の一部省略)

(削る)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

第十条 法第二十七条において準用する法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる事項以外の事項及び第六条各号に掲げる事項を記載しない有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

- 一 発行価格又は売出価格、利率及び償還期限に関する事項
  - 二 資金調達目的及び手取金の使途に関する事項
  - 三 貿易及び国際収支に関する事項
  - 四 財政のうち一般会計に関する事項
  - 五 公債に関する事項
  - 六 資本構成並びに経理の状況に関する事項のうち最近二会計年度又は事業年度の財務計算に関する書類
- 2 前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。
- 3 前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

(届出目論見書等の特記事項)

第十一条 外国債等の発行者が作成する目論見書につき、法第二十七条において準用する法第十三条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定め

一 届出目論見書

イ (略)

(削る)

ロ (略)

ハ 法第二十七条において準用する法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第七条第一項第二号ロからニまでに掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書

イ (略)

(削る)

ロ (略)

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

(削る)

る事項とする。

一 届出目論見書

イ (略)

ロ 当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ (略)

ニ 法第二十七条において準用する法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第七条第一項第二号ロからニまでに掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ (略)

ロ 当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ (略)

ニ 前号ハ及びニに掲げる事項

三 前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ 前号に掲げる事項

ロ 当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ 当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目

2 前項各号に掲げる事項は、届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十一条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に依り、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ 当該外国債等が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

八 法第二十七条において準用する法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第七条第一項第二号ロからニまでに掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書

イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ 記載された内容につき訂正が行われることがある旨

論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

2 前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ニに掲げる事項(同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。)は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(新設)

八 前号口及び八に掲げる事項

2 前項各号に掲げる事項は、届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(発行価格等の公表の方法)

第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙並びに国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙(次号において「日刊新聞紙」という。)(のうち二以上に掲載する方法

二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又は引受証券会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法

2 前項第一号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が経過するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十二項において準用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(目論見書の交付を要しない場合)

第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第二項(法第二十三条の十二第三項において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は法第十五条第二項に規定する証券会社若しくは同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付けられる場合(当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。)(とする。

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十二項において準用する法第十三条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十一条の十五 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社(証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。)、又は証券仲介業者(法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号八において同じ。)(が適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。))以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付す

一〇三 (略)

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十一条の十五 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社(証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、又は証券仲介業者(法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号八において同じ。)(が適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。))以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされて



べきものとされていること。

二次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ (略)

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合(イ及びロに該当する場合を除く。)

3) 8 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

いること。

二次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ (略)

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合(イ及びロに該当する場合を除く。)

3) 8 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しにより取得させ、又は売り付けようとする

期間が経過した後においては、第一号八又は二に掲げる方法に代えて、目論見書被提供者から目論見書の閲覧の請求があつた場合に次に掲げるいずれかの方法によりすみやかに交付する方法

イ 第一号イにより記載事項を送信する方法

ロ 第二号により記載事項を交付する方法

ハ 記載事項を書面に出力し当該書面を交付する方法

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号イ、八及び二並びに同項第三号イに規定する方法(目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 五 (略)

4 6 (略)

(削る)

(新設)

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号イ、八及び二に規定する方法(目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 五 (略)

4 6 (略)

(仮目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十八条の三 前条の規定は、法第二十七条の三十の九第二項の規定による目論見書に記載された事項の提供について準用する。

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

3～6 (略)

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十八条の四 第十八条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号口及び第五号を除く。)は、法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。)において同条第一項を準用する場合

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の四 法第二十七条の三十の九第三項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第三項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

3～6 (略)

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十八条の四の二 第十八条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号口及び第五号を除く。)は、法第二十七条の三十の九第三項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。)において同条第一項を準用する

について準用する。この場合において、第十八条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

場合について準用する。この場合において、第十八条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

11 外国証券の発行種別と募集の種別に関する区別命令（昭和四十七年大蔵省令第一一十号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1・第2 (略) 第3【過去1年以内における募集又は売出し】(16) (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(15) (略) (16) 過去1年以内における募集又は売出し a この通知の提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について記載すること。 b (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1・第2 (略) 第3【過去2年以内における募集又は売出し】(16) (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(15) (略) (16) 過去2年以内における募集又は売出し a この通知の提出日前2年以内における募集又は売出し（法第4条第1項の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について記載すること。 b (略)</p>